

議第120号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の制定に
ついて

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例を次のように制定
する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例

(設置)

第1条 障害者（障害者自立支援法（以下「法」という。）第4条第1項に
規定する障害者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、障害福祉
サービス事業所（法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う
事業所をいう。以下同じ。）及び障害者支援施設（法第5条第12項に規定
する障害者支援施設をいう。以下同じ。）（以下「施設等」という。）を設
置する。

2 障害福祉サービス事業所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 障害者支援施設の名称、位置及び入所定数（施設入所支援（法第5条第
11項に規定する施設入所支援をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、
別表第2のとおりとする。

(事業)

第2条 障害福祉サービス事業所のうち京都市みぶ身体障害者福祉会館、京
都市山科身体障害者福祉会館及び京都市洛南身体障害者福祉会館にあって
は次に掲げる事業を、その他の施設にあっては第1号及び第3号に掲げる
事業を行う。

(1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、別に定めるもの

を行う事業

- (2) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターとしての各種の相談、指導及び啓発並びに各種の会合等に必要な便宜の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

2 障害者支援施設のうち京都市聴覚言語障害センターにあつては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事業を、京都市桂川療護園にあつては第1号、第2号及び第6号に掲げる事業を、京都市障害者支援施設大原野の杜にあつては第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（次号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるものを行う事業
- (2) 施設入所支援を行う事業
- (3) 法第77条第3項に規定する事業
- (4) 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設としての事業（聴覚障害者の利用に係るものに限る。）
- (5) 聴覚言語障害者の相談、検査、指導及び訓練
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

(指定管理者による管理)

第3条 施設等の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により施設等において行う事業に係る業務
- (2) 施設等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 障害福祉サービス事業所の開所時間は、午前8時30分から午後5時までを標準として、障害福祉サービス事業所ごとに別に定める。

2 障害福祉サービス事業所の休所日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを標準として、障害福祉サービス事業所ごとに別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間及び休所日を変更することができる。

(利用資格)

第5条 第2条第1項第1号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に関し施設等を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者

(2) 障害福祉サービス事業所にあつては別表第1の左欄に掲げる障害福祉サービス事業所ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる利用資格に該当する者、障害者支援施設にあつては別表第2の左欄に掲げる障害者支援施設ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる利用資格に該当する者

2 第2条第1項第2号に掲げる事業に関し京都市みぶ身体障害者福祉会館、京都市山科身体障害者福祉会館及び京都市洛南身体障害者福祉会館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）

(2) 身体障害者の福祉に関する事業の関係者

(3) その他市長が適当と認める者

3 第2条第2項第3号に掲げる事業に関し京都市障害者支援施設大原野の杜を利用することができる者は、利用しようとする当該事業に関してその費用を支給する旨の市長の決定を受けた障害者とする。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 第2条第1項第1号及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる事業に関し施設等を利用する者（第5条第1項第2号に掲げる者を除く。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事業に関し障害福祉サービス事業所を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に関し障害者支援施設を利用する者 当該事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額
- (3) 第2条第2項第3号に掲げる事業に関し京都市障害者支援施設大原野の杜を利用する者 法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において別に定める額

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市身体障害者福祉センター条例
- (2) 京都市知的障害者授産施設条例
- (3) 京都市聴覚言語障害センター条例
- (4) 京都市身体障害者授産施設条例
- (5) 京都市在宅障害者デイサービス施設条例
- (6) 京都市知的障害者デイサービスセンター条例
- (7) 京都市知的障害者福祉工場条例
- (8) 京都市桂川療護園条例
- (9) 京都市障害者支援施設大原野の杜条例

(関係条例の一部改正)

3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設」、 「、聴覚言語障害センター、身体障害者授産施設」、 「、在宅障害者デイサービス施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者福祉工場」及び「、桂川療護園、障害者支援施設大原野の杜」を削り、「細野保育所」の右に「、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設」を加える。

別表第1 (第1条及び第5条関係)

名 称	位 置	利用資格
京都市紫野障害者授産所	京都市北区紫野雲林院町44番地の1	A

京都市よしだ学園	京都市左京区吉田近衛町26番地の72	B
京都市よしだ福祉工場	京都市左京区吉田近衛町26番地の72	B
京都市飛鳥井学園	京都市左京区田中飛鳥井町40番地	B
京都市西ノ京障害者授産所	京都市中京区西ノ京東中合町2番地	A
京都市みぶ身体障害者福祉会館	京都市中京区壬生坊城町19番地の4	A
京都市みぶ学園	京都市中京区壬生坊城町19番地の4	B
京都市みぶ障害者授産所	京都市中京区壬生坊城町19番地の4	A
京都市山科身体障害者福祉会館	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	A
京都市やましな学園	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	B
京都市山科障害者授産所	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	A
京都市山科障害者デイサービスセンター	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	B
京都市洛南身体障害者福祉会館	京都市南区吉祥院西定成町35番地	A
京都市洛南障害者授産所	京都市南区吉祥院西定成町34番地	A
京都市うずまさ学園	京都市右京区太秦森ヶ前町21番地の10	B
京都市太秦障害者デイサービスセンター	京都市右京区太秦森ヶ前町21番地の10	B
京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	B
京都市桂川障害者デイサービスセンター	京都市西京区下津林東大般若町32番地	A
京都市ふしみ学園	京都市伏見区紙子屋町544番地	B
京都市伏見障害者授産所	京都市伏見区紙子屋町544番地	A
京都市伏見障害者デイサービスセンター	京都市伏見区紙子屋町544番地	A
京都市だいが学園	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	B
京都市横大路学園	京都市伏見区横大路千両松町277番地	B
京都市横大路福祉工場	京都市伏見区横大路千両松町447番地	B

備考1 「A」とは、提供を必要とする第2条第1項第1号に掲げる事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者をいう。

2 「B」とは、提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者をいう。

別表第2（第1条及び第5条関係）

名 称	位 置	入所定数	利用資格
京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2番地	30 ^人	B
京都市桂川療護園	京都市西京区下津林東大般若町32番地	40	A及びB
京都市障害者支援施設大原野の杜	京都市西京区大原野上里南ノ町38番地の2	50	C及びD

備考1 「A」とは、提供を必要とする第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者をいう。

2 「B」とは、提供を必要とする当該事業に関して同法第18条第2項に規定する措置を受けた者をいう。

3 「C」とは、提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者をいう。

4 「D」とは、提供を必要とする当該事業に関して同法第16条第1項第2号に掲げる措置を受けた者をいう。

提案理由

障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所及び同条第12項に規定する障害者支援施設の設置及び管理について必要な事項を定める必要があるので提案する。